

鹿児島県後期高齢者医療広域連合例規類集の用語、用字等の整備に関する条例

平成28年11月24日

条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の際、現に施行されている鹿児島県後期高齢者医療広域連合条例（以下「既存の条例」という。）の内容、効力等に影響を及ぼさない限度において、用語、用字、送り仮名（以下「用語等」という。）の表記、形式等を整備するため必要な事項を定めるものとする。

(用語等の整備の基準)

第2条 既存の条例中の用語等については、次に掲げる国の告示、訓令及び通達の定めるところに従い、所要の改正を行うものとする。

- (1) 常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）
- (2) 公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第1号）
- (3) 法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局総総第208号）
- (4) 「公用文における漢字使用等について」の具体的な取扱方針について（昭和56年内閣閣第150号、庁文国第19号）
- (5) 送り仮名の付け方（昭和48年内閣訓令第2号）
- (6) 「現代仮名遣い」の実施について（昭和61年内閣訓令第1号）
- (7) 条例等に用いられている障害者に関する不適切用語の改正について（昭和57年自治行第12号）
- (8) 法令における拗音及び促音に用いる「や・ゆ・よ・つ」の表記について（昭和63年内閣法制局総発第125号）

(法令等の公布年及び公布番号)

第3条 既存の条例中において引用した法令及び条例に公布年及び公布番号の欠けているものについては、当該法令及び条例の次に括弧書きで公布年及び公布番号を付する。

(法令等の題名)

第4条 既存の条例中において引用した法令及び条例の題名のうち改正を要するものは、この条例により改正するものとする。

(その他の用語等整備の措置)

第5条 前3条に定めるもののほか、既存の条例中の表記で整備を必要とするものについては、次のように措置するものとする。

- (1) 句読点の整備を行うこと。
- (2) 既存の条例中、各条文の見出しを当該条例の制定の目的及び意義に反しない範囲で、内容に即して適切な表現に整備すること。
- (3) 本則と別表又は様式の整合を整備するとともに関係を分かりやすくするために別表又は様式に「(第○条関係)」を付すこと。
- (4) 表及び様式中の数字を除き、数字の単位は、「億」「万」とし、「千」「百」などの小さい数字は、漢字を用いない。

2 前項に定めるもののほか、既存の条例の用語等の整備に伴い改める必要のあるものは、用語等の整備に適合するものに改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。